

# 自動車保管場所証明申請書の記載例

【車名】 車の製造会社名（メーカー名）を記載してください。 例）トヨタ、ニッサン	【型式・車台番号】 形が似ている数字やローマ字をはっきり区別して記載してください。 例）1とI、2とZ、8とB、VとU	【自動車の大きさ】 センチメートル単位で記載してください。	【使用の本拠の位置】 <input type="radio"/> 個人の場合 実際に居住している場所の住所を記載してください。 通常は住民票の住所と同じです。 ※ 原則として勤務先は個人の使用の本拠とはなりません。  <input type="radio"/> 法人の場合 実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。 本社、営業所等の所在地です。 ※ 原則として、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。
別記様式第1号（第1条関係）	自動車保管場所証明申請書		
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	AB-C123	C123-45678V	長さ 435 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 177 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	青森市新町二丁目●●● 新町アパート1号		
自動車の保管場所の位置	青森市新町二丁目●●●		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
令和●●年●●月●●日			
〒(030-0801)			
住所 青森市新町二丁目●●● 新町アパート1号			
電話 017-●●●●●●●●●●			
氏名 青森 太郎			
申請者			
自動車保管場所の位置を管轄する警察署が申請先となります。			
第●●号 自動車保管場所証明書			
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
<b>※この欄は記載しないでください。</b>			
警察署長 印			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者 自己(単独)・他人・共有	自動車登録番号	申請内容 新規・代替(買い替え)・増車 <small>代替等の場合は、旧使用車の車台番号を記入する。</small>	連絡先 (電話)
【保管場所の所有者】 申請する保管場所の所有者に○をしてください。 自己(単独)・・・自認書を添付 他人・・・他人所有の場合は、保管場所使用承諾証明書、又は 駐車場賃貸借契約書等の写しを添付 共有・・・自認書のほか、共有者全員からの保管場所使用承諾 証明書を添付	自動車を譲り受ける 場合等で、ナンバー (登録番号)がわかる 場合に記載してくだ さい。	【申請区分】 新規・・・新車、中古車の購入で、現在ナンバーが付いていない場合 代替・・・新車・中古車の購入で、現在所有している車と入れ替 える場合 増車・・・新車・中古車を追加購入する場合	【連絡先】 申請内容について確認が必要な場合、 平日日中に連絡可能な電話番号（携帯電話番 号）、氏名、勤務先等を記載してください。

※ 注意事項

- 自動車保管場所証明申請書2通に必要な事項を記載してください。
- 申請書添付書類は、次の書類をそれぞれ一通添付してください。  
★所在図及び配置図 ★保管場所使用権限疎明書面
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載内容に誤りがある場合は新たな申請となります。
- 証明書には有効期限があります（証明の日からおおむね1か月）ので、期限内に「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局へ提出してください。
- 申請内容に疑義がある場合には、別途、必要な書面の提出を求められます。

【申請手数料】  
**2,250円**